

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程新旧対照表

改正後			改正前		
(年俸等) 第4条 年俸の額は、次のとおりとする。			(年俸等) 第4条 年俸の額は、次のとおりとする。		
<u>区分</u>	<u>月例年俸</u>	<u>業績年俸</u>	<u>区分</u>	<u>月例年俸</u>	<u>業績年俸</u>
理事長	14,400,000円	6,000,000円	理事長	14,400,000円	6,000,000円
理事（センター長を 兼ねる者に限る。）	12,960,000円	5,400,000円	理事	7,200,000円	3,000,000円
理事（センター長を 兼ねる者を除く。）	7,200,000円	3,000,000円			